

シンデレラ総選挙 MBF2019内施行規則

MBF選挙管理委員会

MBF2019会場内での参加者による選挙運動について、下記の通り定めます。

1) サークル参加者による選挙運動

サークル参加者はサークル参加要項を満たす範囲内で、選挙運動として下記の行為を行うことができます。

ただし、他の参加者がサークルに対してこれらの行為を強要することはできません。

- 自らのサークルスペースでの選挙チラシの配布、選挙ポスターの掲示。
- スケブ、色紙等へのイラスト制作など、役務の提供による票の買収。
- 自ら作成した頒布物を対価とした票の買収（頒布価格の割引も含む）。
- 一般開場前の他のサークルスペースへのチラシ配布。（別途、本部でのチラシ配布登録が必要になります）

2) 一般参加者による選挙運動

一般参加者は選挙運動として本部でのチラシ配布登録を行った上で下記の行為を行うことができます。

- チラシ配布許可時間内における、机上へのチラシ等の配布。
- チラシ置き場へのチラシ等の設置。

3) 禁止事項

選挙運動として、MBF会場内で下記の行為を行うことを禁止します。

- 現金並びに有価証券による票の買収（有価証券にはモバコイン等に加え、スタドリ等アイテム類を含む）。
- 耳目を集めるためチンドン屋を雇ったり、隊伍を組んで会場内を往来すること。
- 特にMBF主催から認められた場合を除き、拡声器を用いて選挙運動を行うこと。

下記の行為については選挙運動と関係なく禁止いたします。

- 公式画像、公式ロゴを複製、トレース、シルエット化して図柄に用いたチラシ等の配布。
- 一般参加者によるサークルスペースや他の参加者への開場後のチラシ等の配布。
- 一般参加者による冊子、グッズ等の他の参加者への頒布。

以上。